

ハローワークにおける障害者の就労支援

○ 職業相談・職業紹介

ハローワークでは、就職を希望する**障害者の求職登録**を行い、専門の職員・職業相談員がケースワーク方式により、障害の態様や適性、希望職種等に応じ、きめ細かな職業相談、職業紹介、職場適応指導を実施している。

職業相談・職業紹介に当たっては、公共職業訓練のあっせん、トライアル雇用、ジョブコーチ支援等の**各種支援策も活用**している。

また、障害者を雇用している事業主、雇い入れようとしている事業主に対して、雇用管理上の配慮等についての助言を行い、必要に応じて地域障害者職業センター等の専門機関の紹介、各種助成金の案内を行っている。

また、求人者・求職者が一堂に会する**就職面接会**も開催している。

○ 障害者向け求人の確保

障害者向け求人の開拓を行うとともに、一般求人として受理したもののうちから障害者に適したものについて**障害者求人への転換**を勧め、求人の確保に努めている。

○ 雇用率達成指導

事業主は障害者雇用促進法で定められた障害者雇用率を達成する義務があるが、毎年、事業主から雇用状況報告を求め、雇用率未達成の事業主に対して指導を行っている。

雇用率達成のために雇入れなければならない障害者数の特に多い事業主等に対しては、安定所長名による**障害者雇入れ計画の作成命令**、同計画の**適正実施勧告**等を発出し、指導を行っている。

○ 障害者雇用率達成指導と結び付けた職業紹介

事業主に対して雇用率達成指導を行う中で、**職業紹介部門、事業主指導部門が連携**し、雇用率未達成企業からの求人開拓、未達成企業への職業紹介を行っている。

○ 関係機関との連携

的確な職業紹介を行うに当たって、より専門的な支援等が必要な場合に、地域障害者職業センターにおける専門的な職業リハビリテーションや、障害者就業・生活支援センターにおける生活面を含めた支援を紹介するなど、**関係機関と連携した就職支援**を行っている。

障害者雇用促進のためのハローワークの取組の強化

現状

- 民間企業の障害者雇用率は、1.49%。達成企業割合は、42.1%。(17年6月)
 - * 中小企業の実雇用率が低下。100~299人規模では1.24%と、規模別で最低。
 - * 大企業の実雇用率は高水準。しかし、達成企業割合は低い(1,000人以上規模で、33.3%)。
- ハローワークにおける新規求職者数 約 9万人 ~増加傾向が続いている
有効求職者数 約 15万人

1 雇用率達成指導の強化

- 雇用率達成指導基準の見直しと厳正な指導
 - * 「雇入れ計画作成命令」の発出対象を、以下の範囲の企業にも拡大。
 - ・ 法定雇用障害者数が3~4人(167~277人規模企業)で、0人雇用の企業
 - ・ 不足数が10人以上の企業

2 障害者に対する職業紹介の充実

- 相談・支援体制の充実・強化 (「障害者専門支援員」の配置等)
- 各種の雇用支援策の活用 (トライアル雇用、ジョブコーチ支援等)
- 関係機関との連携の強化 (地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等)
- 雇用率達成指導と結び付けた職業紹介の実施 等

※ 以下の目標を設定して、着実に取組を推進

1 雇用率達成指導

- 平成20年の障害者雇用状況報告において、雇用率達成企業の割合が5割を超えることを目指す。

これに向けて

- ・ 平成18年の障害者雇用状況報告においては、前年(42.1%)を上回ることを最低限確保する。
- ・ 平成19年の障害者雇用状況報告においては、平成17年と比較して5%ポイントの上昇を目指す。

2 職業紹介

- 平成18年度の就職件数について、平成17年度と比較して2,500件の増加を目指す。
- 平成18年度のトライアル雇用について、開始者数6,000人、常用雇用移行率80%以上を目指す。

障害者一人ひとりの障害の態様や適性に応じた ハローワークにおける相談・支援機能の充実・強化

障害者一人ひとりの障害の態様や適性に応じた就労支援を実施するため、専門的な知識・経験を有する者をハローワークに配置するなど、障害者に対する相談支援体制の充実・強化を図る。

1 精神障害者ジョブコンサルタント

専門的資格を有し、精神障害者の就労支援の経験を有する人材が、精神障害に関する医学的知見に基づき、ハローワーク職員等に対して助言・指導を行うとともに、障害者等に対する相談・指導を行う。

(18年度 47人)

2 障害者専門支援員

障害の理解、障害者の雇用管理上必要な配慮、職業リハビリテーションに関する理解等の専門的知識を有する人材が、基礎的な職業評価の実施、職業リハビリテーションサービス実施機関との調整、求人開拓の調整、事業主へのアドバイス等を行う。

(18年度 217人)

3 職業相談員（障害者職業相談担当）

障害者に対する職業相談、福祉施設等に出向いての求職状況の把握、就職後の職場適応指導等を行う。

(18年度 154人)

4 職業相談員（障害者求人開拓担当）

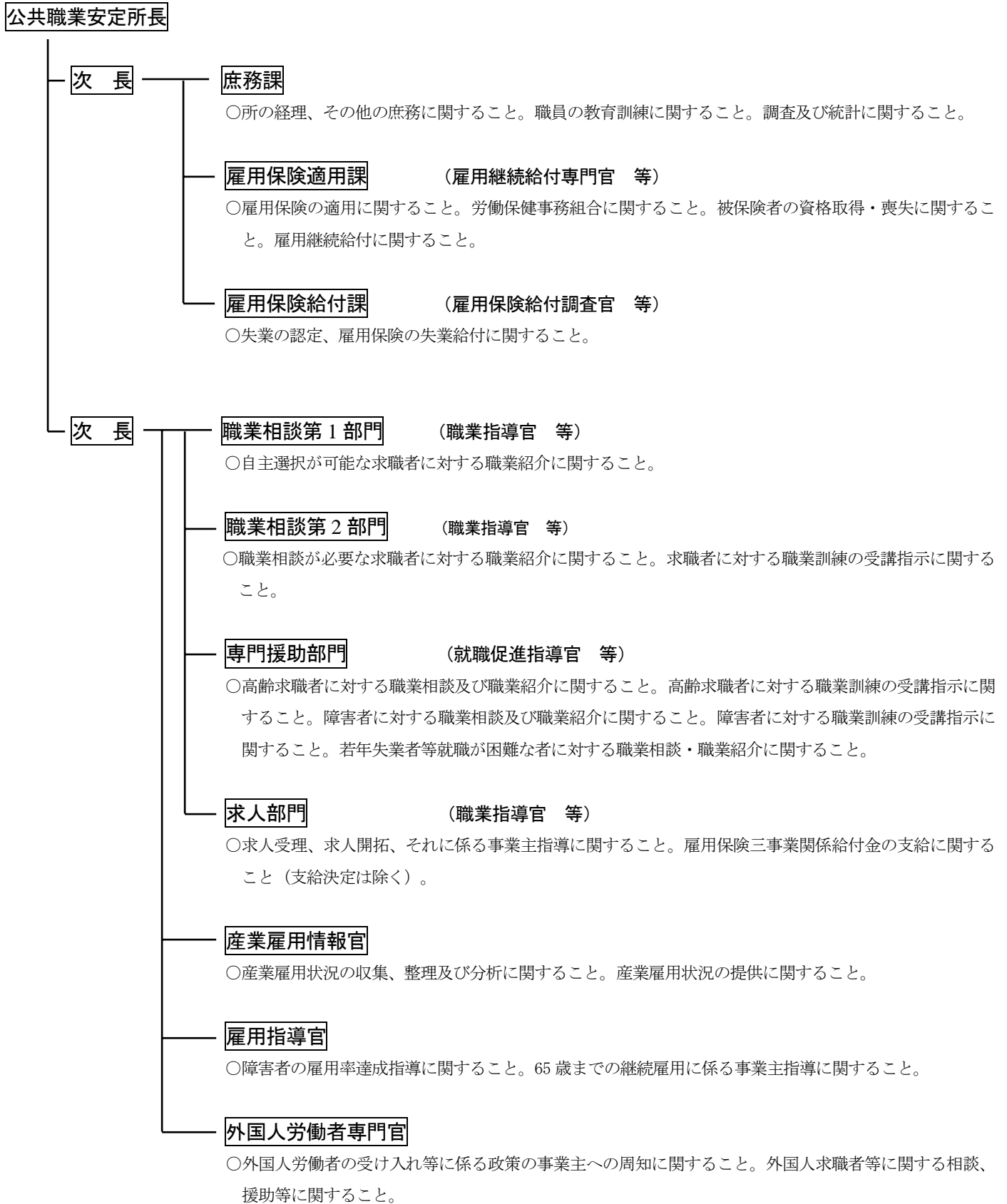
個々の求職者の障害の種類、程度、能力にあった職域の開発を行うことにより、障害者雇用率未達成企業に対する求人開拓を重点的に実施する。

(18年度 251人)

平成18年度 都道府県別公共職業安定所等設置数
(平成18年4月1日 現在)

都道府県数	本所	出張所	分室	合計
1 北海道	22	10	8	40
2 青森	8	3	0	11
3 岩手	10	4	0	14
4 宮城	9	2	0	11
5 秋田	8	3	0	11
6 山形	8	0	0	8
7 福島	11	5	0	16
8 茨城	11	3	1	15
9 栃木	12	0	0	12
10 群馬	10	2	0	12
11 埼玉	12	3	0	15
12 千葉	11	2	0	13
13 東京都	17	6	0	23
14 神奈川県	15	2	0	17
15 新潟	15	2	0	17
16 富山	8	0	0	8
17 石川	7	3	1	11
18 福井	6	2	0	8
19 山梨	5	3	0	8
20 長野	14	0	0	14
21 岐阜	9	1	1	11
22 静岡県	12	5	1	18
23 愛知県	18	2	0	20
24 三重	9	0	0	9
25 滋賀	6	1	0	7
26 京都	8	4	2	14
27 大阪	18	1	0	19
28 兵庫県	17	6	1	24
29 奈良	5	0	0	5
30 和歌山	8	0	0	8
31 鳥取	5	1	0	6
32 島根	7	2	0	9
33 岡山	10	4	0	14
34 広島	12	4	1	17
35 山口	10	2	1	13
36 徳島	8	0	0	8
37 香川	6	1	0	7
38 愛媛	8	0	0	8
39 高知	5	1	0	6
40 福岡	16	5	2	23
41 佐賀	6	0	0	6
42 長崎	8	2	0	10
43 熊本	9	1	0	10
44 大分	8	0	0	8
45 宮崎	7	1	0	8
46 鹿児島	10	3	1	14
47 沖縄	5	0	0	5
合計	469	102	20	591

公共職業安定所の組織の一例（大規模所）



職業安定局高齢・障害者雇用対策部
障害者雇用対策課
課長 土屋 喜久
主任障害者雇用専門官 白 兼 俊 貴
障害者雇用専門官 浅 賀 英 彦
電話 5253-1111(内)5857
3502-6775(直通)

障害者の就職件数 大幅な伸び

～平成17年度における障害者の職業紹介状況～

ハローワークにおける障害者の職業紹介業務の推進については、平成15年度から年間の障害者就職件数の数値目標を設定して取り組んできており、平成15年度、平成16年度ともに目標を上回る実績を上げてきた。

平成17年度においても、上半期において対前年同期比9.9%の高い伸びとなったことから、昨年10月に、当初目標の「平成16年度を上回る件数を確保することを目指す」から「平成16年度における対前年度伸び率と同水準の伸び率（9.1%、就職件数に換算して39,136件）の実現を目指す」へと目標の上方修正を行い、積極的に業務を推進してきたところである。

この結果、平成17年度の就職件数は、上方修正後の目標（＝対前年度比9.1%の伸び）には達しなかったものの、対前年度比8.4%増の38,882件と、過去最高の就職件数となった。

改正障害者雇用促進法及び障害者自立支援法が施行され、福祉から一般雇用への移行による障害者の自立の推進への期待が高まっている中、厚生労働省としては、本年度においても、障害者の就職件数について対前年度2,500件増との目標を設定し、きめ細かな職業相談・職業紹介の実施、各種雇用支援策の活用等により、障害者の職業紹介業務を積極的に推進することとしている。

〈平成17年度における障害者の職業紹介状況（ポイント）〉

就職件数は、対前年度比8.4%増の38,882件（過去最高）。

新規求職申込件数も、対前年度比4.8%増の97,626件（過去最高）。

最近数年間の傾向として、知的障害者及び精神障害者の就職件数の伸びが著しい。特に、知的障害者の就職件数が、初めて年間1万件を突破。

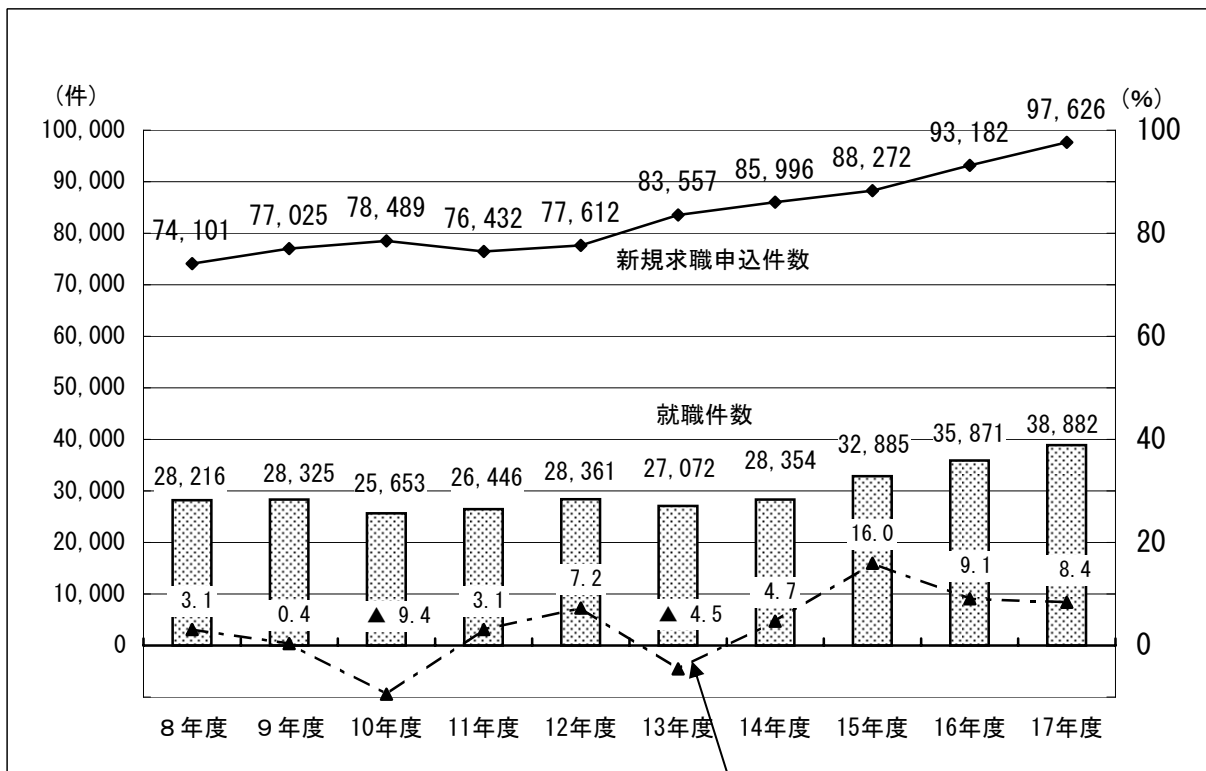
職業別の就職状況では、生産工程・労務の職業が最も多いが、専門的・技術的職業、サービスの職業の伸びが大きい。

1 概況

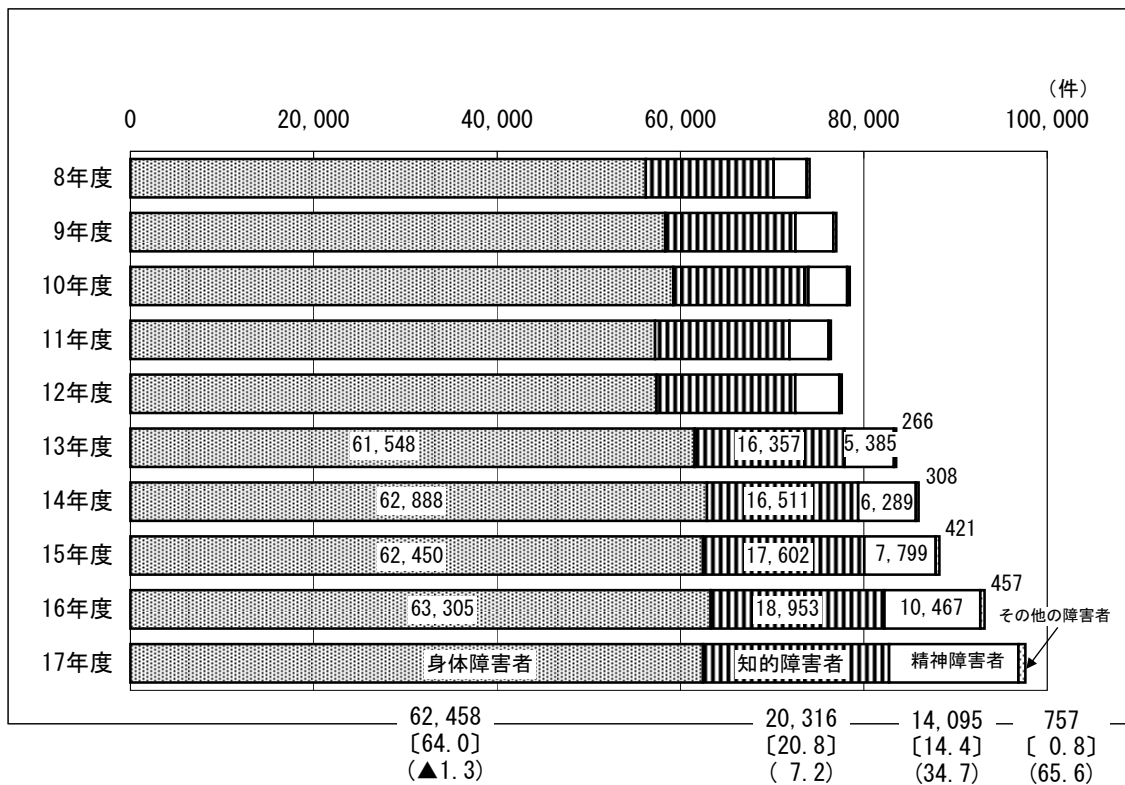
(1) 年次推移

	新規求職申込件数		有効求職者数		就職件数		就職率	
	件	前年度比 %	人	前年度比 %	件	前年度比 %	%	前年度差 %ポイント
平成8年度	74,101	3.2	95,515	8.5	28,216	3.1	32.7	0.0
9年度	77,025	3.9	102,715	7.5	28,325	0.4	34.6	1.3
10年度	78,489	1.9	115,848	12.8	25,653	9.4	32.7	4.1
11年度	76,432	2.6	126,254	9.0	26,446	3.1	34.6	1.9
12年度	77,612	1.5	131,957	4.5	28,361	7.2	36.5	1.9
13年度	83,557	7.7	143,777	9.0	27,072	4.5	32.4	4.1
14年度	85,996	2.9	155,180	7.9	28,354	4.7	33.0	0.6
15年度	88,272	2.6	153,544	1.1	32,885	16.0	37.3	4.3
16年度	93,182	5.6	153,984	0.3	35,871	9.1	38.5	1.2
17年度	97,626	4.8	146,679	4.7	38,882	8.4	39.8	1.3

(2) 就職件数及び新規求職申込件数の推移

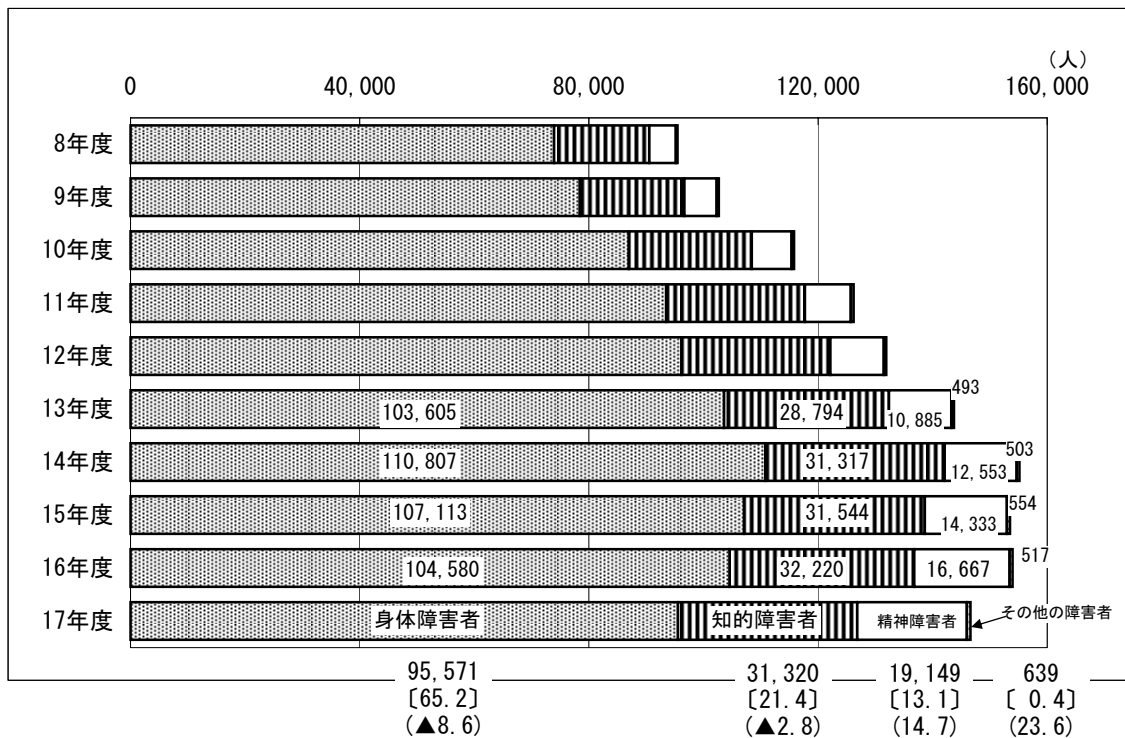


2 新規求職申込件数の推移



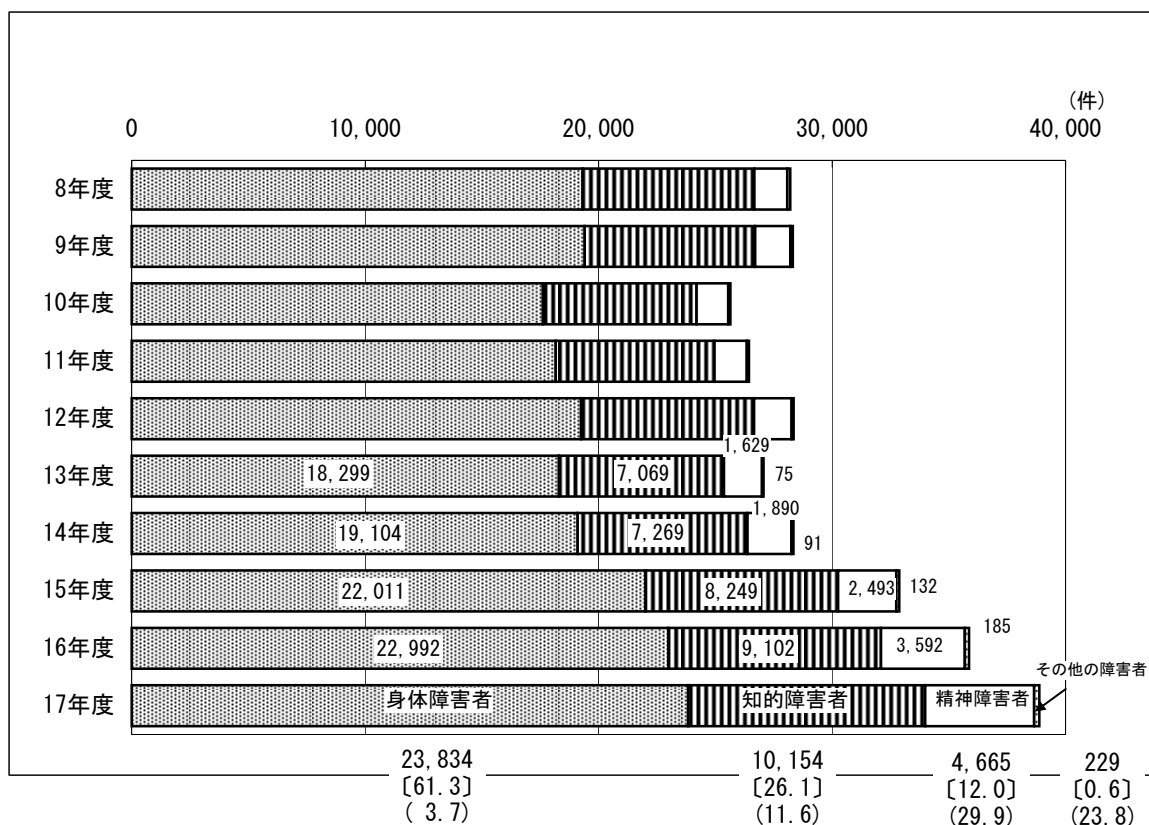
[]内は構成比、()内は対前年度増減比

3 有効求職者数の推移

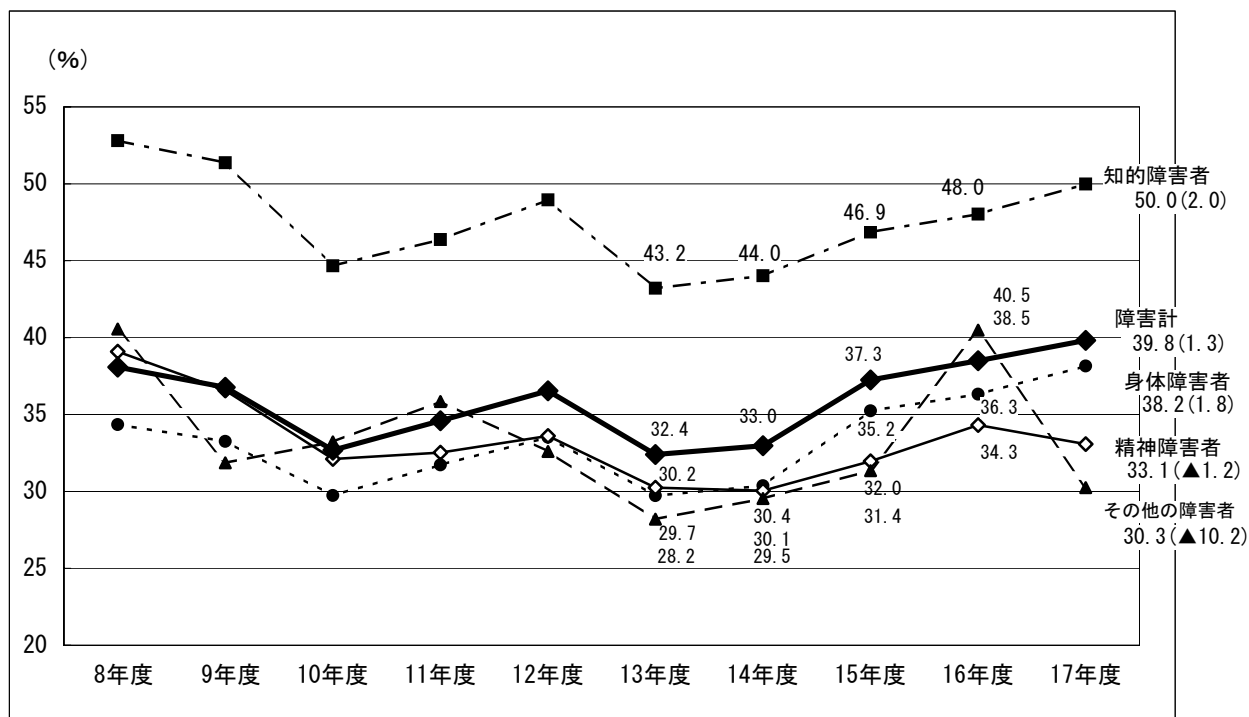


[]内は構成比、()内は対前年度増減比

4 就職件数の推移

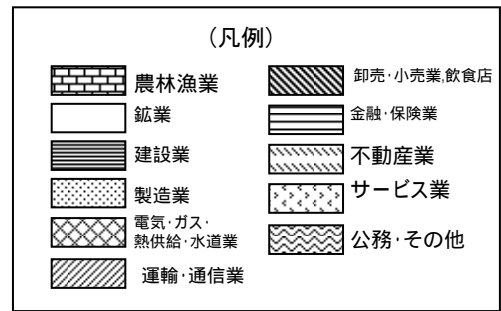
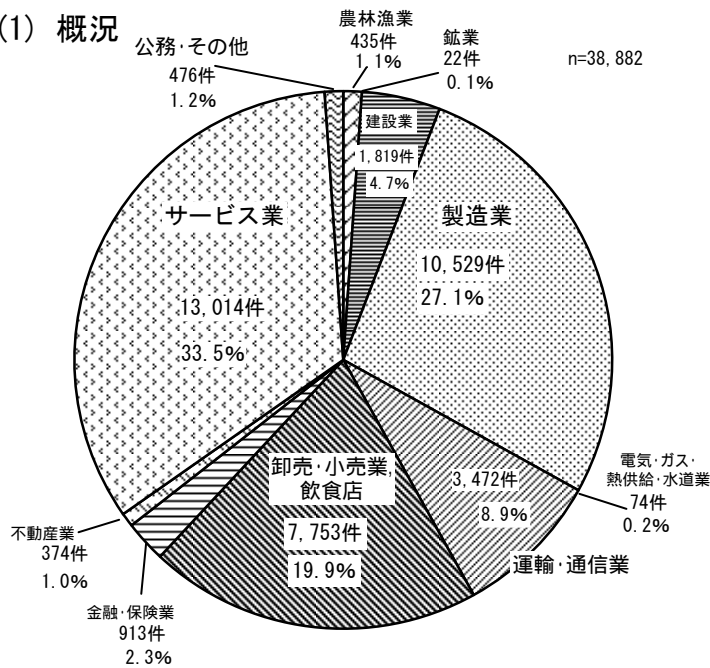


5 就職率の推移

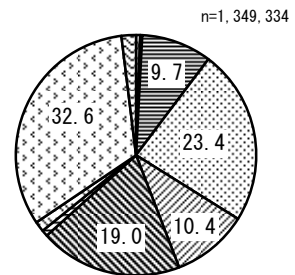


6 産業別の就職状況(平成17年度)

(1) 概況



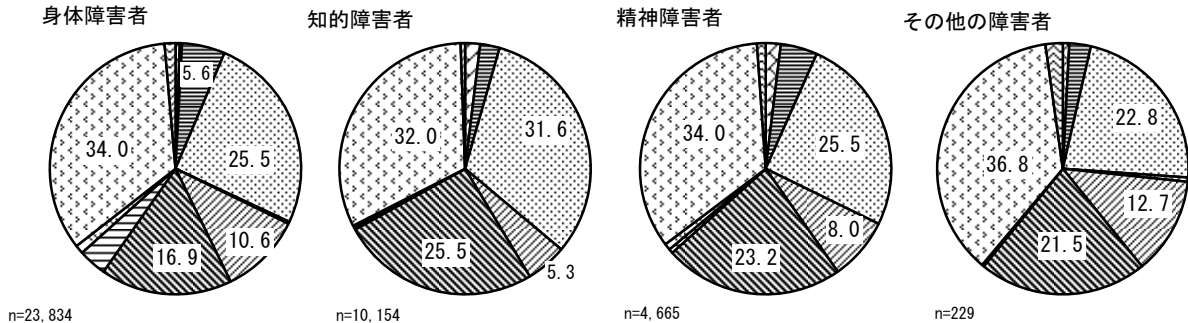
(参考) 産業別の就職状況(障害者を含む全数)



数値は就職件数及び産業別構成比。

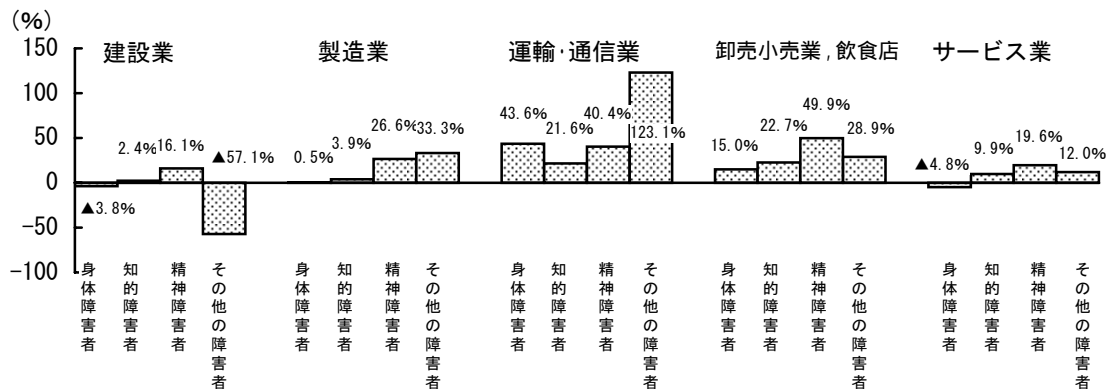
数値は産業別構成比(%)。ただし、5%以上の産業についてのみ記載。

(2) 障害種別の状況



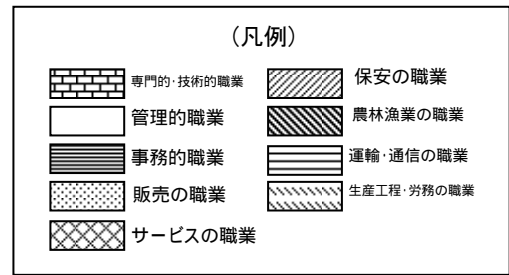
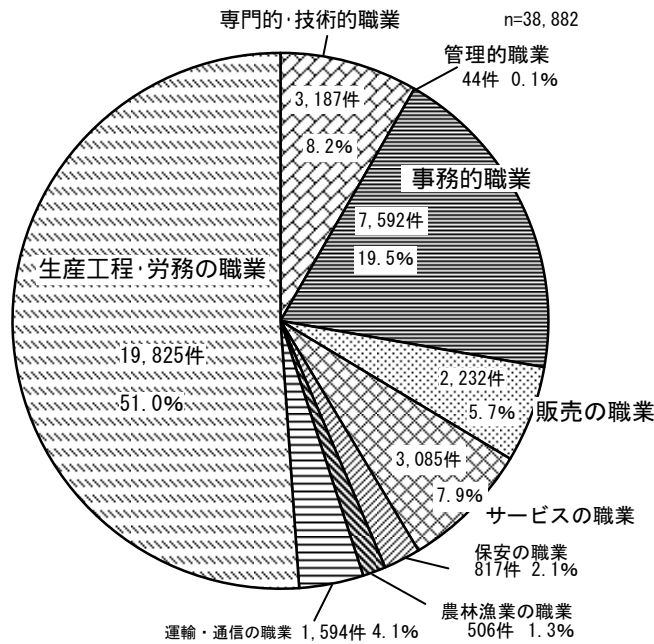
数値は産業別構成比(%)。ただし、5%以上の産業についてのみ記載。

(3) 主要な産業の就職件数の対前年度増減比

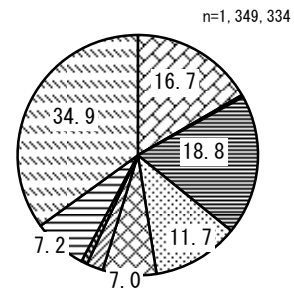


7 職業別の就職状況(平成17年度)

(1) 概況



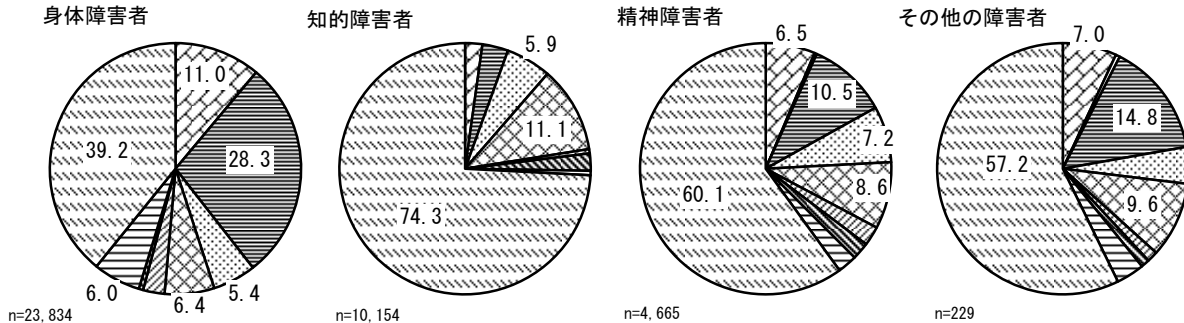
(参考) 職業別の就職状況(障害者を含む全数)



数値は職業別構成比(%)。ただし、5%以上の職業についてのみ記載。

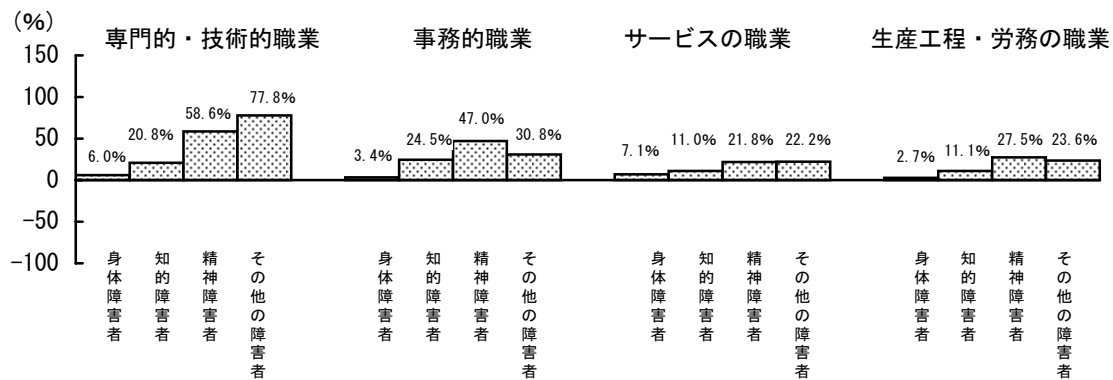
数値は就職件数及び職業別構成比。

(2) 障害種別状況

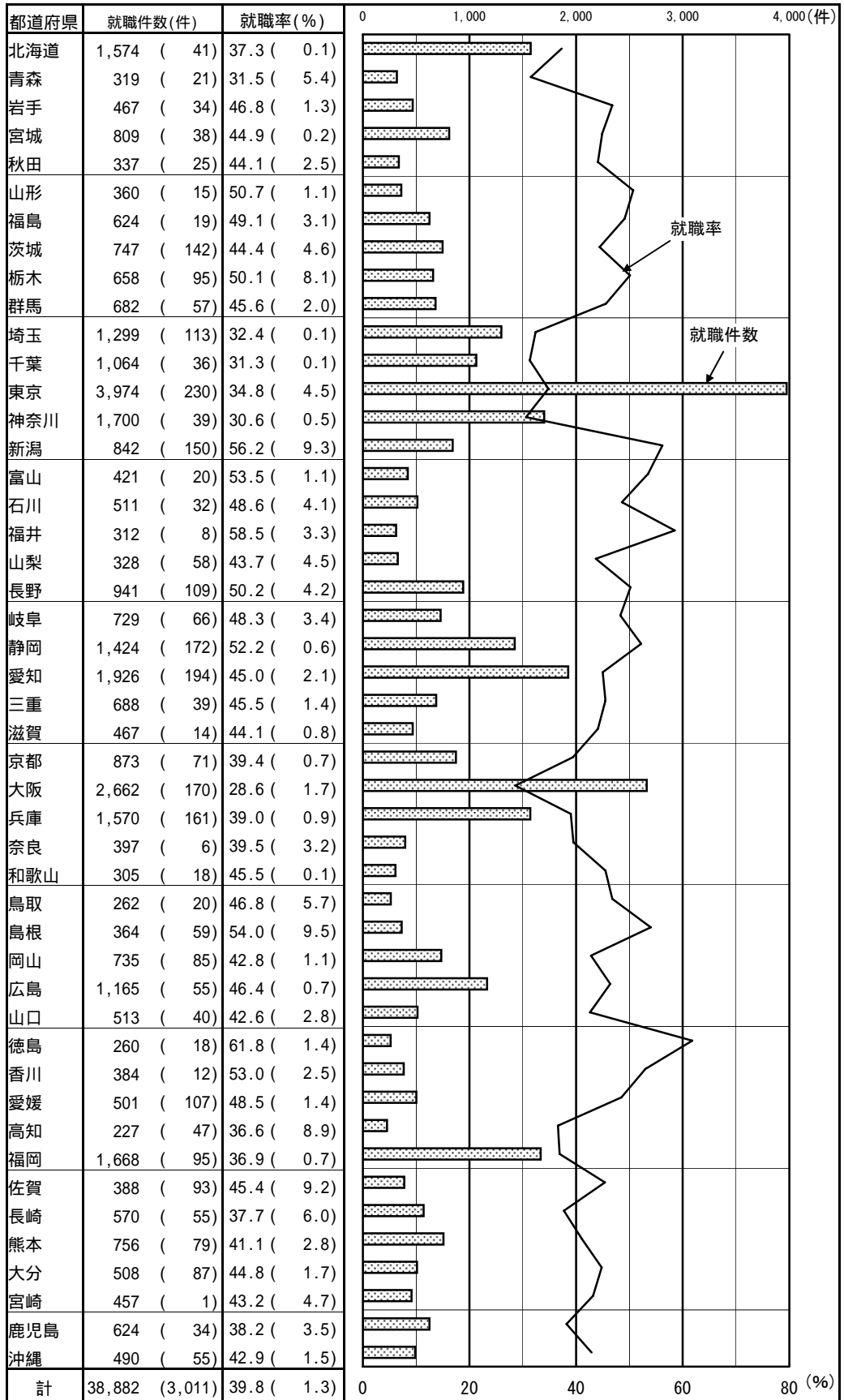


数値は職業別構成比(%)。ただし、5%以上の職業についてのみ記載。

(3) 主要な職業の就職件数の対前年度増減比



8 都道府県別の就職状況(平成17年度)



()は、対前年度差

(参考表 1) 障害種別職業紹介状況(構成比入り)

	新規求職申込件数						
	障害計	身体障害者		知的障害者		精神障害者	その他の障害者
		うち重度	うち重度				
8年度	74,101 [100]	56,232 [75.9]	23,180 <41.0>	13,937 [18.8]	3,236 <23.2>	3,609 [4.9]	323 [0.4]
9年度	77,025 [100]	58,341 [75.7]	24,213 <42.0>	14,218 [18.5]	3,072 <21.6>	4,127 [5.4]	339 [0.4]
10年度	78,489 [100]	59,221 [75.5]	24,612 <42.0>	14,738 [18.8]	3,081 <20.9>	4,235 [5.4]	295 [0.4]
11年度	76,432 [100]	57,239 [74.9]	23,828 <42.0>	14,673 [19.2]	3,117 <21.2>	4,255 [5.6]	265 [0.3]
12年度	77,612 [100]	57,393 [73.9]	24,216 <42.0>	15,143 [19.5]	3,132 <20.7>	4,803 [6.2]	273 [0.4]
13年度	83,557 [100]	61,548 [73.7]	25,839 <42.0>	16,357 [19.6]	3,382 <20.7>	5,386 [6.4]	266 [0.3]
14年度	85,996 [100]	62,888 [73.1]	26,514 <42.0>	16,511 [19.2]	3,156 <19.1>	6,289 [7.3]	308 [0.4]
15年度	88,272 [100]	62,450 [70.7]	25,944 <42.0>	17,602 [19.9]	3,292 <18.7>	7,799 [8.8]	421 [0.5]
16年度	93,182 [100]	63,305 [67.9]	26,790 <42.0>	18,953 [20.3]	3,245 <17.1>	10,467 [11.2]	457 [0.5]
17年度	97,626 [100]	62,458 [64.0]	26,203 <42.0>	20,316 [20.8]	3,525 <17.4>	14,095 [14.4]	757 [0.8]

	有効求職者数						
	障害計	身体障害者		知的障害者		精神障害者	その他の障害者
		うち重度	うち重度				
8年度	95,515 [100]	73,930 [77.4]	29,764 <40.3>	16,638 [17.4]	4,470 <26.9>	4,626 [4.8]	321 [0.3]
9年度	102,715 [100]	78,433 [76.4]	32,046 <40.9>	18,241 [17.8]	4,892 <26.8>	5,657 [5.5]	384 [0.4]
10年度	115,848 [100]	86,984 [75.1]	36,073 <41.5>	21,473 [18.5]	5,635 <26.2>	6,955 [6.0]	436 [0.4]
11年度	126,254 [100]	93,492 [74.1]	38,971 <41.7>	24,221 [19.2]	6,470 <26.7>	8,040 [6.4]	501 [0.4]
12年度	131,957 [100]	96,172 [72.9]	40,424 <42.0>	25,982 [19.7]	6,901 <26.6>	9,342 [7.1]	461 [0.3]
13年度	143,777 [100]	103,605 [72.1]	43,448 <41.9>	28,794 [20.0]	7,657 <26.6>	10,885 [7.6]	493 [0.3]
14年度	155,180 [100]	110,807 [71.4]	46,783 <42.2>	31,317 [20.2]	8,265 <26.4>	12,553 [8.1]	503 [0.3]
15年度	153,544 [100]	107,113 [69.8]	45,209 <42.2>	31,544 [20.5]	8,261 <26.2>	14,333 [9.3]	554 [0.4]
16年度	153,984 [100]	104,580 [67.9]	44,711 <42.8>	32,220 [20.9]	8,079 <25.1>	16,667 [10.8]	517 [0.3]
17年度	146,679 [100]	95,571 [65.2]	41,053 <43.0>	31,320 [21.4]	7,872 <25.1>	19,149 [13.1]	639 [0.4]

	就職件数						
	障害計	身体障害者		知的障害者		精神障害者	その他の障害者
		うち重度	うち重度				
8年度	28,216 [100]	19,314 [68.5]	7,663 <39.7>	7,360 [26.1]	2,032 <27.6>	1,411 [5.0]	131 [0.5]
9年度	28,325 [100]	19,404 [68.5]	7,909 <40.8>	7,304 [25.8]	1,916 <26.2>	1,509 [5.3]	108 [0.4]
10年度	25,653 [100]	17,611 [68.7]	6,936 <39.4>	6,584 [25.7]	1,666 <25.3>	1,360 [5.3]	98 [0.4]
11年度	26,446 [100]	18,162 [68.7]	7,214 <39.7>	6,805 [25.7]	1,696 <24.9>	1,384 [5.2]	95 [0.4]
12年度	28,361 [100]	19,244 [67.9]	7,693 <40.0>	7,414 [26.1]	1,962 <26.5>	1,614 [5.7]	89 [0.3]
13年度	27,072 [100]	18,299 [67.6]	7,480 <40.9>	7,069 [26.1]	1,797 <25.4>	1,629 [6.0]	75 [0.3]
14年度	28,354 [100]	19,104 [67.4]	7,402 <38.7>	7,269 [25.6]	1,749 <24.1>	1,890 [6.7]	91 [0.3]
15年度	32,885 [100]	22,011 [66.9]	8,678 <39.4>	8,249 [25.1]	1,966 <23.8>	2,493 [7.6]	132 [0.4]
16年度	35,871 [100]	22,992 [64.1]	9,210 <40.1>	9,102 [25.4]	2,126 <23.4>	3,592 [10.0]	185 [0.5]
17年度	38,882 [100]	23,834 [61.3]	9,427 <39.6>	10,154 [26.1]	2,270 <22.4>	4,665 [12.0]	229 [0.6]

	就職率						
	障害計	身体障害者		知的障害者		精神障害者	その他の障害者
		うち重度	うち重度				
8年度	38.1	34.3	33.1	52.8	62.8	39.1	40.6
9年度	36.8	33.3	32.7	51.4	62.4	36.6	31.9
10年度	32.7	29.7	28.2	44.7	54.1	32.1	33.2
11年度	34.6	31.7	30.3	46.4	54.4	32.5	35.8
12年度	36.5	33.5	31.8	49.0	62.6	33.6	32.6
13年度	32.4	29.7	28.9	43.2	53.1	30.2	28.2
14年度	33.0	30.4	27.9	44.0	55.4	30.1	29.5
15年度	37.3	35.2	33.4	46.9	59.7	32.0	31.4
16年度	38.5	36.3	34.4	48.0	65.5	34.3	40.5
17年度	39.8	38.2	36.0	50.0	64.4	33.1	30.3

[]内は構成比

「うち重度」欄の構成比(< >書き)は、当該障害のうちの重度の割合

新規求職申込件数及び就職件数は年度内の累計、有効求職者数は年度末時点の数値

(参考表2) 障害種別職業紹介状況(前年度比入り)

	新規求職申込件数						
	障害計	身体障害者		知的障害者		精神障害者	その他の障害者
		うち重度	うち重度				
8年度	74,101 (3.2)	56,232 (2.2)	23,180 (3.3)	13,937 (3.5)	3,236 -	3,609 (17.3)	323 (38.0)
9年度	77,025 (3.9)	58,341 (3.8)	24,213 (4.5)	14,218 (2.0)	3,072 (5.1)	4,127 (14.4)	339 (5.0)
10年度	78,489 (1.9)	59,221 (1.5)	24,612 (1.6)	14,738 (3.7)	3,081 (0.3)	4,235 (2.6)	295 (13.0)
11年度	76,432 (2.6)	57,239 (3.3)	23,828 (3.2)	14,673 (0.4)	3,117 (1.2)	4,255 (0.5)	265 (10.2)
12年度	77,612 (1.5)	57,393 (0.3)	24,216 (1.6)	15,143 (3.2)	3,132 (0.5)	4,803 (12.9)	273 (3.0)
13年度	83,557 (7.7)	61,548 (7.2)	25,839 (6.7)	16,357 (8.0)	3,382 (8.0)	5,386 (12.1)	266 (2.6)
14年度	85,996 (2.9)	62,888 (2.2)	26,514 (2.6)	16,511 (0.9)	3,156 (6.7)	6,289 (16.8)	308 (15.8)
15年度	88,272 (2.6)	62,450 (0.7)	25,944 (2.1)	17,602 (6.6)	3,292 (4.3)	7,799 (24.0)	421 (36.7)
16年度	93,182 (5.6)	63,305 (1.4)	26,790 (3.3)	18,953 (7.7)	3,245 (1.4)	10,467 (34.2)	457 (8.6)
17年度	97,626 (4.8)	62,458 (1.3)	26,203 (2.2)	20,316 (7.2)	3,525 (8.6)	14,095 (34.7)	757 (65.6)

	有効求職者数						
	障害計	身体障害者		知的障害者		精神障害者	その他の障害者
		うち重度	うち重度				
8年度	95,515 (8.5)	73,930 (7.3)	29,764 (9.4)	16,638 (9.5)	4,470 (7.9)	4,626 (26.8)	321 (17.6)
9年度	102,715 (7.5)	78,433 (6.1)	32,046 (7.7)	18,241 (9.6)	4,892 (9.4)	5,657 (22.3)	384 (19.6)
10年度	115,848 (12.8)	86,984 (10.9)	36,073 (12.6)	21,473 (17.7)	5,635 (15.2)	6,955 (22.9)	436 (13.5)
11年度	126,254 (9.0)	93,492 (7.5)	38,971 (8.0)	24,221 (12.8)	6,470 (14.8)	8,040 (15.6)	501 (14.9)
12年度	131,957 (4.5)	96,172 (2.9)	40,424 (3.7)	25,982 (7.3)	6,901 (6.7)	9,342 (16.2)	461 (8.0)
13年度	143,777 (9.0)	103,605 (7.7)	43,448 (7.5)	28,794 (10.8)	7,657 (11.0)	10,885 (16.5)	493 (6.9)
14年度	155,180 (7.9)	110,807 (7.0)	46,783 (7.7)	31,317 (8.8)	8,265 (7.9)	12,553 (15.3)	503 (2.0)
15年度	153,544 (1.1)	107,113 (3.3)	45,209 (3.4)	31,544 (0.7)	8,261 (0.0)	14,333 (14.2)	554 (10.1)
16年度	153,984 (0.3)	104,580 (2.4)	44,711 (1.1)	32,220 (2.1)	8,079 (2.2)	16,667 (16.3)	517 (6.7)
17年度	146,679 (4.7)	95,571 (8.6)	41,053 (8.2)	31,320 (2.8)	7,872 (2.6)	19,149 (14.9)	639 (23.6)

	就職件数						
	障害計	身体障害者		知的障害者		精神障害者	その他の障害者
		うち重度	うち重度				
8年度	28,216 (3.1)	19,314 (2.4)	7,663 (2.2)	7,360 (2.3)	2,032 (0.0)	1,411 (14.2)	131 (77.0)
9年度	28,325 (0.4)	19,404 (0.5)	7,909 (3.2)	7,304 (0.8)	1,916 (5.7)	1,509 (6.9)	108 (17.6)
10年度	25,653 (9.4)	17,611 (9.2)	6,936 (12.3)	6,584 (9.9)	1,666 (13.0)	1,360 (9.9)	98 (9.3)
11年度	26,446 (3.1)	18,162 (3.1)	7,214 (4.0)	6,805 (3.4)	1,696 (1.8)	1,384 (1.8)	95 (3.1)
12年度	28,361 (7.2)	19,244 (6.0)	7,693 (6.6)	7,414 (8.9)	1,962 (15.7)	1,614 (16.6)	89 (6.3)
13年度	27,072 (4.5)	18,299 (4.9)	7,480 (2.8)	7,069 (4.7)	1,797 (8.4)	1,629 (0.9)	75 (15.7)
14年度	28,354 (4.7)	19,104 (4.4)	7,402 (1.0)	7,269 (2.8)	1,749 (2.7)	1,890 (16.0)	91 (21.3)
15年度	32,885 (16.0)	22,011 (15.2)	8,678 (17.2)	8,249 (13.5)	1,966 (12.4)	2,493 (31.9)	132 (45.1)
16年度	35,871 (9.1)	22,992 (4.5)	9,210 (6.1)	9,102 (10.3)	2,126 (8.1)	3,592 (44.1)	185 (40.2)
17年度	38,882 (8.4)	23,834 (3.7)	9,427 (2.4)	10,154 (11.6)	2,270 (6.8)	4,665 (29.9)	229 (23.8)

	就職率						
	障害計	身体障害者		知的障害者		精神障害者	その他の障害者
		うち重度	うち重度				
8年度	38.1 (0.0)	34.3 (0.1)	33.1 (0.3)	52.8 (0.6)	62.8 -	39.1 (1.1)	40.6 (8.9)
9年度	36.8 (1.3)	33.3 (1.1)	32.7 (0.4)	51.4 (1.4)	62.4 (0.4)	36.6 (2.5)	31.9 (8.7)
10年度	32.7 (4.1)	29.7 (3.5)	28.2 (4.5)	44.7 (6.7)	54.1 (8.3)	32.1 (4.5)	33.2 (1.4)
11年度	34.6 (1.9)	31.7 (2.0)	30.3 (2.1)	46.4 (1.7)	54.4 (0.3)	32.5 (0.4)	35.8 (2.6)
12年度	36.5 (1.9)	33.5 (1.8)	31.8 (1.5)	49.0 (2.6)	62.6 (8.2)	33.6 (1.1)	32.6 (3.2)
13年度	32.4 (4.1)	29.7 (3.8)	28.9 (2.8)	43.2 (5.7)	53.1 (9.5)	30.2 (3.4)	28.2 (4.4)
14年度	33.0 (0.6)	30.4 (0.6)	27.9 (1.0)	44.0 (0.8)	55.4 (2.3)	30.1 (0.2)	29.5 (1.3)
15年度	37.3 (4.3)	35.2 (4.9)	33.4 (5.5)	46.9 (2.8)	59.7 (4.3)	32.0 (1.9)	31.4 (1.8)
16年度	38.5 (1.2)	36.3 (1.1)	34.4 (0.9)	48.0 (1.2)	65.5 (5.8)	34.3 (2.4)	40.5 (9.1)
17年度	39.8 (1.3)	38.2 (1.8)	36.0 (1.6)	50.0 (2.0)	64.4 (1.1)	33.1 (1.2)	30.3 (10.2)

()内は前年度比(差)

新規求職申込件数及び就職件数は年度内の累計、有効求職者数は年度末時点の数値

(参考表3) 産業別就職件数(平成17年度)

(件、%)

産業	障害計		身体障害者				知的障害者				精神障害者		その他の障害者	
		構成比		構成比	重度	構成比		構成比	重度	構成比		構成比		構成比
合計	38,882	100	23,834	100	9,427	100	10,154	100	2,270	100	4,665	100	229	100
農林漁業	435	1.1	154	0.6	53	0.6	191	1.9	54	2.4	88	1.9	2	0.9
鉱業	22	0.1	15	0.1	3	0.0	3	0.0	0	0.0	4	0.1	0	0.0
建設業	1,819	4.7	1,343	5.6	432	4.6	254	2.5	52	2.3	216	4.6	6	2.6
製造業	10,529	27.1	6,073	25.5	2,460	26.1	3,213	31.6	706	31.1	1,191	25.5	52	22.7
電気・ガス・熱供給・水道業	74	0.2	64	0.3	27	0.3	1	0.0	0	0.0	8	0.2	1	0.4
運輸・通信業	3,472	8.9	2,530	10.6	930	9.9	541	5.3	114	5.0	372	8.0	29	12.7
卸売・小売業、飲食店	7,753	19.9	4,033	16.9	1,539	16.3	2,590	25.5	522	23.0	1,081	23.2	49	21.4
金融・保険業	913	2.3	868	3.6	307	3.3	25	0.2	4	0.2	20	0.4	0	0.0
不動産業	374	1.0	298	1.3	109	1.2	33	0.3	13	0.6	42	0.9	1	0.4
サービス業	13,014	33.5	8,099	34.0	3,444	36.5	3,245	32.0	795	35.0	1,586	34.0	84	36.7
公務・その他	477	1.2	357	1.5	123	1.3	58	0.6	10	0.4	57	1.2	5	2.2

前年度比

(%)

産業	障害計	身体障害者		知的障害者		精神障害者	その他の障害者
			重度		重度		
合計	8.4	3.7	2.4	11.6	6.8	29.9	23.8
農林漁業	8.7	6.7	5.4	9.8	6.9	49.2	0.0
鉱業	0.0	0.0	57.1	25.0	-	33.3	-
建設業	1.4	3.8	8.1	2.4	13.0	16.1	57.1
製造業	4.1	0.5	4.0	3.9	2.2	26.6	33.3
電気・ガス・熱供給・水道業	28.2	35.4	27.0	75.0	-	-	-
運輸・通信業	39.7	43.6	89.0	21.6	32.6	40.4	123.1
卸売・小売業、飲食店	21.6	15.0	13.2	22.7	8.7	49.9	28.9
金融・保険業	3.7	6.4	2.5	257.1	100.0	42.9	-
不動産業	13.0	13.3	10.1	10.8	44.4	44.8	50.0
サービス業	1.2	4.8	7.1	9.9	10.6	19.6	12.0
公務・その他	22.3	14.8	16.0	100.0	150.0	18.8	150.0

平成17年4月から産業分類が変更になっているため、「運輸・通信業」は「情報通信業」及び「運輸業」の、「卸売・小売業、飲食店」は「卸売・小売業」及び「飲食店、宿泊業」の、「サービス業」は「医療、福祉」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」及び「サービス業」の、それぞれ合計である。

(参考表 4) 職業別就職件数(平成17年度)

(件、%)

職業	障害計		身体障害者				知的障害者				精神障害者		その他の障害者	
		構成比		構成比	重度	構成比		構成比	重度	構成比		構成比		構成比
合計	38,882	100	23,834	100	9,427	100	10,154	100	2,270	100	4,665	100	229	100
専門的・技術的職業	3,187	8.2	2,630	11.0	1,404	14.9	238	2.3	52	2.3	303	6.5	16	7.0
管理的職業	44	0.1	40	0.2	9	0.1	1	0.0	0	0.0	2	0.0	1	0.4
事務的職業	7,592	19.5	6,737	28.3	2,972	31.5	330	3.2	48	2.1	491	10.5	34	14.8
販売の職業	2,232	5.7	1,289	5.4	449	4.8	597	5.9	106	4.7	335	7.2	11	4.8
サービスの職業	3,085	7.9	1,531	6.4	531	5.6	1,129	11.1	281	12.4	403	8.6	22	9.6
保安の職業	817	2.1	660	2.8	133	1.4	48	0.5	5	0.2	106	2.3	3	1.3
農林漁業の職業	506	1.3	158	0.7	45	0.5	233	2.3	66	2.9	112	2.4	3	1.3
運輸・通信の職業	1,594	4.1	1,441	6.0	348	3.7	34	0.3	7	0.3	111	2.4	8	3.5
生産工程・労務の職業	19,825	51.0	9,348	39.2	3,536	37.5	7,544	74.3	1,705	75.1	2,802	60.1	131	57.2
分類不能の職業	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

前年度比

(%)

職業	障害計	身体障害者		知的障害者		精神障害者	その他の障害者
			重度		重度		
合計	8.4	3.7	2.4	11.6	6.8	29.9	23.8
専門的・技術的職業	10.7	6.0	2.9	20.8	30.0	58.6	77.8
管理的職業	4.8	2.6	18.2	-	-	0.0	0.0
事務的職業	6.3	3.4	2.1	24.5	54.8	47.0	30.8
販売の職業	9.4	2.5	0.2	10.1	4.5	45.0	0.0
サービスの職業	10.4	7.1	7.1	11.0	8.5	21.8	22.2
保安の職業	1.6	3.5	15.3	5.9	28.6	21.8	62.5
農林漁業の職業	3.3	22.2	39.2	12.6	9.6	2.8	25.0
運輸・通信の職業	11.9	12.3	11.5	13.3	75.0	0.9	300.0
生産工程・労務の職業	9.0	2.7	2.9	11.1	6.5	27.5	23.6
分類不能の職業	-	-	-	-	-	-	-

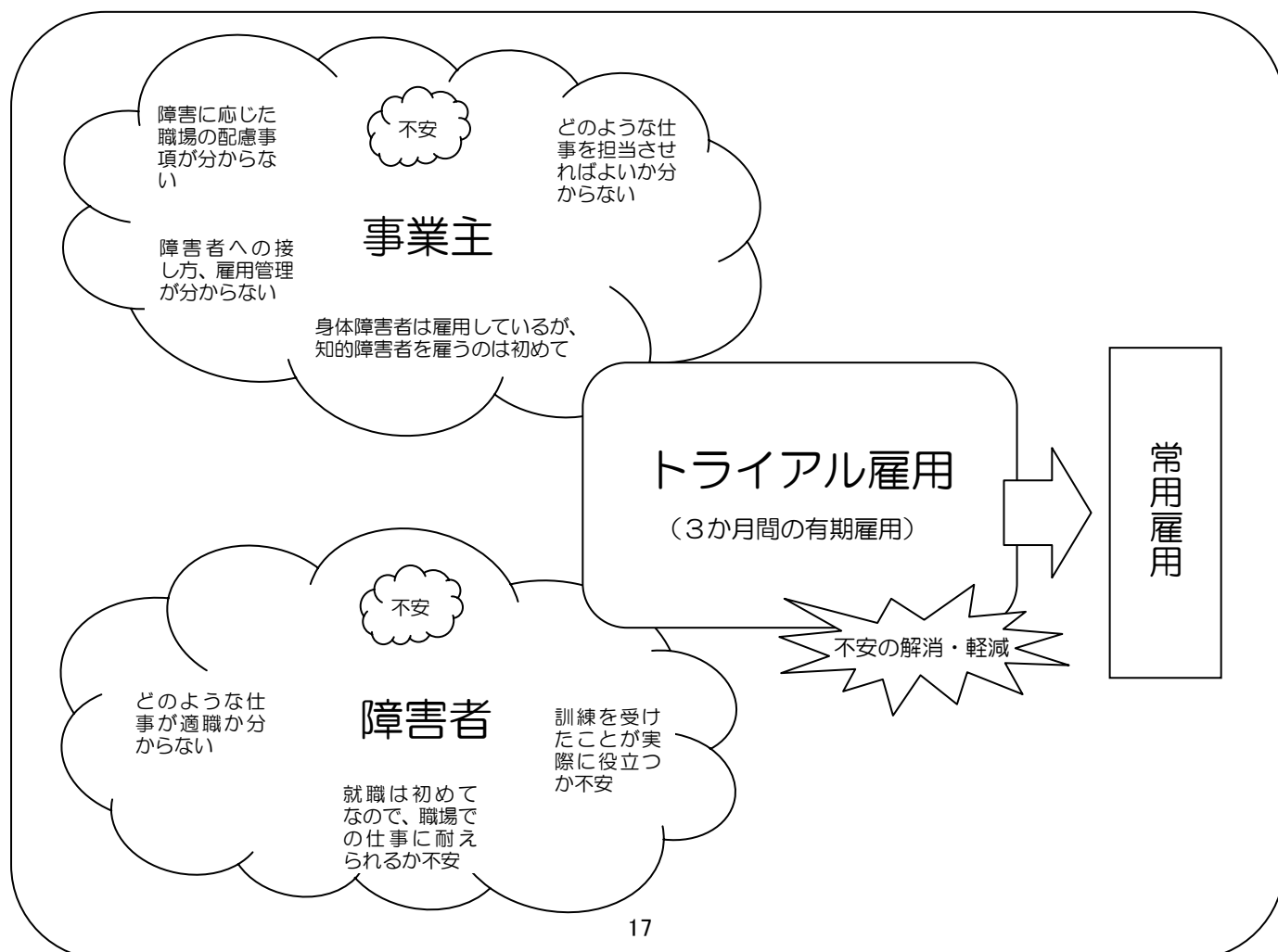
「トライアル雇用」による障害者雇用のきっかけづくり ～障害者試行雇用事業～

障害者雇用の取組が遅れている事業所では、障害者雇用の経験が乏しいために、障害者に合った職域開発、雇用管理等のノウハウがなく、障害者雇用に取り組む意欲があっても雇い入れることに躊躇する面もあります。

また、障害者の側でも、これまでの雇用就労経験が乏しいために、「どのような職種が向いているかが分からない」、「仕事に耐えられるだろうか」といった不安があります。

このため、障害者を短期の試行雇用（トライアル雇用）の形で受け入れることにより、事業主の障害者雇用のきっかけをつくり、一般雇用への移行を促進することを目指します。

- 期 間 3か月間を限度（ハローワークの職業紹介により、事業主と対象障害者との間で有期雇用契約を締結）
- 奨励金 事業主に対し、トライアル雇用者1人につき、月5万円を支給
- 実施数 6,000人（平成18年度）
- 実 績 開始者数5,954人、常用雇用移行率82.0%（平成17年度）



障害者トライアル雇用事業 年度別実績

	① 年度内の 開始者数(人)	② 年度内の 終了者数(人)	③ 常用雇用 移行者数(人)	④ 常用雇用 移行率(%)
16年度(予算人数4,200人)	4,220	3,909	3,236	82.8
身体障害者 (うち重度)	1,764 (975)	1,719 (935)	1,404 (791)	81.7
知的障害者 (うち重度)	2,060 (645)	1,864 (598)	1,586 (515)	85.1
精神障害者	389	316	237	75.0
その他	7	10	9	90.0

	① 年度内の 開始者数(人)	② 年度内の 終了者数(人)	③ 常用雇用 移行者数(人)	④ 常用雇用 移行率(%)
17年度(予算人数6,000人)	5,954	4,784	3,923	82.0
身体障害者 (うち重度)	2,310 (1,131)	1,884 (899)	1,518 (748)	80.6
知的障害者 (うち重度)	2,913 (864)	2,343 (730)	1,968 (633)	84.0
精神障害者	705	535	418	78.1
その他	26	22	19	86.4

	① 年度内の 開始者数(人)	② 年度内の 終了者数(人)	③ 常用雇用 移行者数(人)	④ 常用雇用 移行率(%)
18年度(H18.8.1現在) (予算人数6,000人)	2,695	2,339	1,948	83.3

※

- 1) 終了者 : 年度内に常用雇用移行、期間満了、中途離職した者
 2) 常用雇用移行者 : ②のうち、試用雇用終了後、引き続き常用雇用に移行した者
 3) 常用雇用移行率 = ③常用雇用移行者数÷②年度内の終了者数

障害者トライアル雇用事業年度別実績(都道府県別内訳:平成17年度)

都道府県	トライアル雇用 開始者数	年度内修了者 ①	常用雇用移行 ②	常用雇用移行率 =②/①
合計	5,954	4,784	3,923	82.0%
北海道	217	198	156	78.8%
青森県	67	49	38	77.6%
岩手県	129	113	96	85.0%
宮城県	143	118	96	81.4%
秋田県	78	63	54	85.7%
山形県	74	52	47	90.4%
福島県	99	80	66	82.5%
茨城県	84	67	54	80.6%
栃木県	96	65	57	87.7%
群馬県	45	32	27	84.4%
埼玉県	238	159	132	83.0%
千葉県	136	81	71	87.7%
東京都	469	498	431	86.5%
神奈川県	225	194	173	89.2%
新潟県	160	128	99	77.3%
富山県	69	48	37	77.1%
石川県	63	52	40	76.9%
福井県	56	49	40	81.6%
山梨県	59	44	35	79.5%
長野県	120	112	92	82.1%
岐阜県	79	62	39	62.9%
静岡県	235	187	163	87.2%
愛知県	186	159	121	76.1%
三重県	91	70	56	80.0%
滋賀県	75	48	39	81.3%
京都府	186	129	107	82.9%
大阪府	416	259	213	82.2%
兵庫県	185	165	126	76.4%
奈良県	76	52	38	73.1%
和歌山県	68	53	45	84.9%
鳥取県	49	39	31	79.5%
島根県	95	69	56	81.2%
岡山県	127	89	84	94.4%
広島県	205	153	120	78.4%
山口県	71	89	79	88.8%
徳島県	41	46	38	82.6%
香川県	38	40	37	92.5%
愛媛県	99	94	77	81.9%
高知県	58	49	40	81.6%
福岡県	220	194	157	80.9%
佐賀県	116	100	69	69.0%
長崎県	108	66	52	78.8%
熊本県	104	84	65	77.4%
大分県	101	78	61	78.2%
宮崎県	75	58	48	82.8%
鹿児島県	101	65	50	76.9%
沖縄県	122	85	71	83.5%

※終了者：年度内に常用雇用移行、期間満了、中途離職した者

※常用雇用移行者：①のうち、試行雇用終了後、引き続き常用雇用に移行した者

地域障害者就労支援事業の概要（平成18年度）

1 趣旨

授産施設や作業所等の福祉施設等において就労している障害者の多くが企業に雇用されることを望んでいると言われていたが、実際に雇用へ移行する者の割合はごくわずかとなっており、障害者の地域における自立を支援する観点から、福祉施設等を利用する障害者の雇用への移行促進を図ることが喫緊の課題となっている。

そこで、福祉施設等を利用する障害者の雇用への移行を促進するため、ハローワークが中心となり、地域の関係機関が緊密に連携・協力し、福祉的就労から一般就労への移行を強力に支援する体制を構築する。

2 事業の概要

(1) 地域障害者就労支援チームによる支援

福祉施設等を利用する障害者のうち就職を希望する者を対象に、複数の分野にわたるサービスを効果的かつ計画的に組み合わせるケアマネジメントの手法を用い、ハローワークが中心となって当該福祉施設等をはじめとする地域の支援関係者からなる「障害者就労支援チーム」を設置し、就職に向けた準備から職場定着までの一連の支援を行う。

(2) 福祉施設等での訓練（作業）と事業所での実習を組み合わせた就労支援の実施

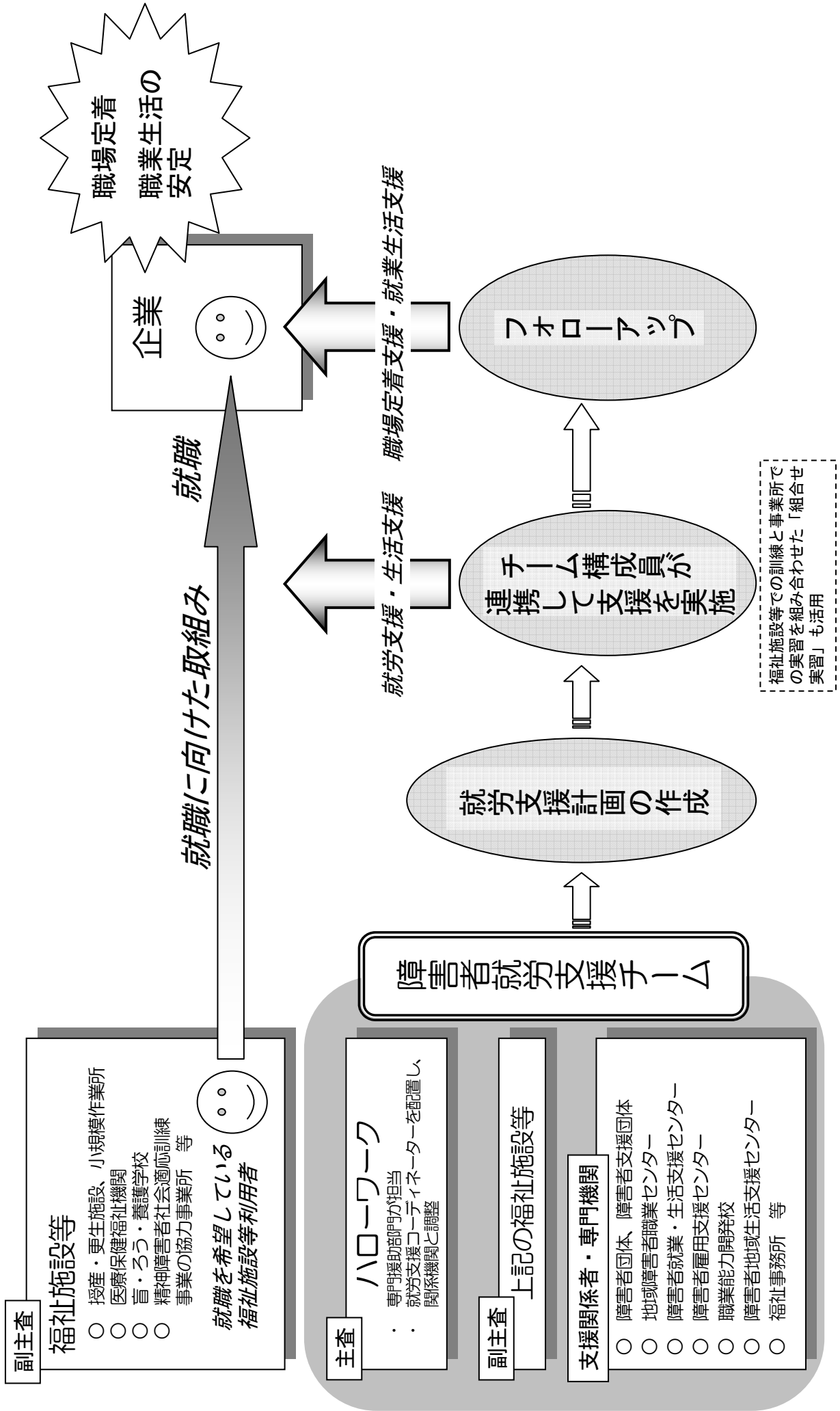
就職及び職業生活に対する不安の解消及び職業準備性の向上を図るため、福祉施設等において訓練（作業）に従事している障害者に、福祉施設等における訓練（作業）を継続させつつ、週1～3日程度、事業所における実習を行う。

3 実施安定所

札幌(北海道)、仙台(宮城)、渋谷(東京)、敦賀(福井)、上田(長野)、磐田(静岡)、甲賀(滋賀)、堺(大阪)、灘(兵庫)、浜田(島根)

地域障害者就労支援事業

～ 福祉的就労から雇用への移行促進 ～



医療機関等と連携した精神障害者のジョブガイダンス事業

1 趣旨

精神障害者の多くは医療機関等を利用しており、就職を希望する者の中には、就職に向けた準備が整っていない者や、就職活動に伴う緊張や不安が大きい者が多い。

このため、ハローワークから医療機関等に出向き、就職活動に関する知識や方法を実践的に示すジョブガイダンスを実施することにより、就職に向けた取組みを的確に行えるよう援助する。

2 開始年度

平成11年度

3 事業の概要

(1) 実施主体

ハローワークが主体となり、医療機関等の連携施設（※）に出向いて実施。

- ※ 主な連携施設
- ・ 精神病院（精神科デイケア）、精神科診療所
- ・ 保健所、精神保健福祉センター
- ・ 精神障害者地域生活支援センター
- ・ 精神障害者授産施設、小規模作業所 等

(2) 対象者

就職意欲は高いものの、就職活動に伴う緊張・不安が大きいため、就職活動に踏み出せない者等

(3) ジョブガイダンスの内容

○ 職業講話

- ・ 働く意義
- ・ 病気とのつきあい方
- ・ 労働市場の動向 等

○ 具体的な求職活動方法の指導

- ・ 就職支援機関の活用方法、仕事の探し方
- ・ 事業所とのコンタクトの取り方、電話の対応方法
- ・ 履歴書の書き方、面接の受け方 等

(4) 実施時間等

1日当たり2時間程度を目安とし、5日間程度実施。（5～10名程度／回）

(5) ジョブガイダンス修了後の支援

対象者の状態に応じ、①ハローワークにおける職業紹介の実施、②職業準備訓練等の職業リハビリテーションの実施、③引き続き医療機関が中心となった支援を継続。

4 実施状況

(1) 平成17年度実績

- 実施安定所：111所（平成16年度 108所）
- 連携施設数：229施設（ ” 230施設）
- 対象者数：994人（ ” 913人）

(2) 平成18年度計画

- 対象者数：965人（平成17年度 965人）

医療機関等と連携した精神障害者のジョブガイダンス事業

ジョブガイダンスのプログラム（例）

	講習項目	講師	時間数
1日目	<オリエンテーション> ・働くということについて ・労働市場の動向について ・公共職業安定所、地域障害者職業センター等の就職支援機関の活用について ・各人の就業準備性の確認と目標の設定	安定所	2時間
2日目	・事業所見学 <求職活動の方法1> ・仕事の探し方 ・求人情報の種類、求人情報の見方 ・事業主とのコンタクトの取り方	事業所 安定所	2時間
3日目	・病気とのつきあい方 <求職活動の方法2> ・履歴書の書き方 ・電話の応対方法（模擬演習）	専門家	2時間
4日目	<求職活動の方法3> ・面接の受け方（模擬演習）	専門家	2時間
5日目	<まとめ> ・就職に向けての課題の整理 ・職業相談	安定所	2時間

（実施回数）

- 連携施設ごとに5日程度とし、年間2～4カ所程度の連携施設において実施する。

（対象者の人数）

- 対象者の人数は、各連携施設ごとに5名程度を基準とするが、対象者や連携施設の状況に応じて、弾力的に設定する。

（実施場所）

- ジョブガイダンスは、連携施設内に会場を設けて行うものとする。

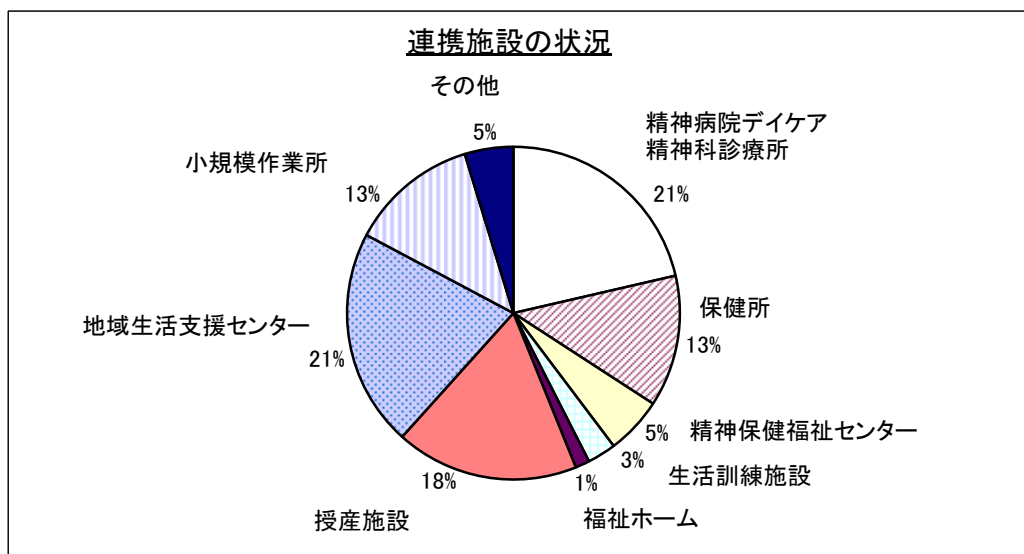
医療機関等と連携した精神障害者のジョブガイダンス事業
平成17年度の実施結果について

(1) 結果概要

実施都道府県	46県
実施安定所	113所
連携施設	237施設
対象者数	994人

(2) 連携施設の種別

施設の種別	施設数
①精神病院、精神科診療所	51
②保健所	30
③精神保健福祉センター	13
④精神障害者生活訓練施設(援護寮)	7
⑤精神障害者福祉ホーム	3
⑥精神障害者授産施設	42
⑦地域生活支援センター	50
⑧精神障害者小規模作業所	30
⑨その他	11
計	237



福祉施設等における一般雇用に関する理解の促進等、 障害者福祉施策等との連携の一層の強化について

～ 平成18年4月18日付け職高発第0418001号通達のポイント ～

改正障害者雇用促進法及び障害者自立支援法の施行を踏まえ、福祉的就労から一般雇用への移行の促進等、雇用と福祉の一層の連携強化を図るため、

- 福祉施設等に対し、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進と就労支援の取組の強化を働きかけるとともに、併せて、養護学校等や医療機関等への働きかけ、障害者本人やその保護者への働きかけ等も行い、
- さらに、個別支援の各段階に応じ、関係機関・施設等の間において、個々の障害者に対する支援を着実につないでいくための、一層緊密な連携の確保を図ることとした。

1 福祉施設等における就労支援の現状等の把握

- 公共職業安定所は、管内の福祉施設等を訪問して、その現況、一般雇用への移行に対する考え方等を把握し、「福祉施設等就労支援データベース」を整備する。

2 「障害者就労支援基盤整備事業」の実施

(1) 事業の概要

障害者雇用に実績のある企業関係者等の知識・経験や就労支援の実績がある施設の取組事例を活用して、福祉施設等における、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進、就労支援に関する理解・ノウハウの向上を図る（都道府県労働局が実施）。

○ 「福祉施設等就労支援セミナー」の実施

福祉施設等の職員等を対象として、一般雇用に関する理解や就労支援の方法に関する基礎的な知識を高め、就労支援を効果的に行えるようにするための「福祉施設等就労支援セミナー」を実施する。

○ 「障害者就労アドバイザー」による助言

企業における障害者の雇用管理・作業指導について豊富な知識・経験を有する者を「障害者就労アドバイザー」として登録し、個別の福祉施設等に派遣して、就労支援に関する指導方法等について助言等を行い、就労支援体制の強化を図る。

(2) 都道府県の福祉担当部局等との調整・連携

- 都道府県の福祉担当部局等と調整・連携し、障害者自立支援法に基づく新サービス体系への移行に関する都道府県の方針と連動して、計画的に、セミナーの実施、アドバイザーの派遣を行う。

(3) 事業の発展的な展開

- セミナーの実施と併せて、事業所見学会等を積極的に実施する。
- 地域障害者職業センターが実施する「地域職業リハビリテーション推進フォーラム」等、就労支援に関する種々の機会を活用する。
- 養護学校等や医療機関等に対しても、セミナーや事業所見学会等への参加の働きかけ等を行う。
- 障害者本人やその保護者に対しても、セミナーや事業所見学会等への参加の働きかけを行い、一般雇用への移行に対する安心感の醸成を図る。
- 福祉施設等や障害者本人への働きかけ等を通じて、一般雇用を希望する障害者を把握した場合には、公共職業安定所は、当該福祉施設等、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等と連携し、チーム支援による一般雇用に向けた一貫した個別支援を実施する。

3 個別支援を着実につなぐための、福祉施設等との連携の強化

(1) 就労移行支援事業予定者との連携関係の確立

公共職業安定所は、就労移行支援事業の実施を予定している事業者とあらかじめ連携関係を確立し、当該事業を利用する障害者の円滑な就職や、離職した障害者の再就職チャレンジに向けた、継続的な支援の構築を図る。

(2) 障害者就業・生活支援センターとの連携

生活面の支援が必要な障害者や、就職後において継続的な職場適応支援が必要と考えられる障害者については、公共職業安定所は、求職活動の段階から障害者就業・生活支援センターへの登録も勧奨する等により、当該センターとの緊密な連携による効果的・継続的な支援を実施し、円滑な就職及び職場定着を図る。

(3) ジョブコーチ支援実施機関との連携

都道府県労働局及び公共職業安定所は、ジョブコーチ支援を実施する機関との日常的な連携の確保に努め、地域障害者職業センターとの連携を図り、これらの機関による支援を効果的に活用し、障害者の円滑な就職及び職場適応を図る。

(4) 障害者委託訓練受託法人等との連携

都道府県労働局及び公共職業安定所は、「障害者の態様に応じた多様な委託訓練」の受講生や委託先の開拓について、障害者職業訓練コーディネーター等との緊密な連携を図る。また、障害者委託訓練受託法人等と訓練受講者に係る情報を共有し、訓練修了後の着実な職業相談・職業紹介につなぐよう努める。

(5) 養護学校等との連携

公共職業安定所は、就職を希望する生徒の就職支援を効果的に進めるため、養護学校等が行う「個別の教育支援計画」の策定に協力するとともに、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の労働関係機関や地域の関係機関を含めた支援体制の構築を図る。

(6) 医療機関等との連携

公共職業安定所は、精神障害者の円滑な就職を促進するため、引き続き「医療機関等と連携した精神障害者のジョブガイダンス事業」の実施等により、医療機関等との連携を深め、医療・生活支援から就業支援まで含めた円滑な支援活動を展開できる環境整備を図る。

(7) 「就労支援関係機関一覧」の作成と活用

公共職業安定所は、地域の就労支援関係機関について「就労支援関係機関一覧」を作成し、障害者に対する個別の支援に活用するほか、地域の支援ネットワークの強化に役立てる。

(8) 公共職業安定所内の体制の整備

公共職業安定所は、管内事業所の障害者の採用動向の把握、障害者求人の確保、求人 of 適切な整理等により、迅速かつ的確なマッチングの実現に努める。

また、公共職業安定所の全職員が、障害や障害者について正しく理解し、障害者の就労支援について情報を共有して、組織としての的確な対応ができる体制を整える。

(9) 「就労移行課題チェックリスト」の効果的活用

障害者が一般雇用に移行するための課題を把握し、課題を改善していくための支援計画を作成し、実行するに当たっての、労働・福祉の共通ツールとして開発中の「就労移行課題チェックリスト」の効果的な活用を図る。

(「就労移行課題チェックリスト」は、本年7月頃に完成予定)

4 その他

(1) 障害福祉計画の策定への関与

都道府県労働局は、障害者自立支援法に基づく都道府県及び市町村による「障害福祉計画」の策定に積極的に関与するとともに、当該計画に盛り込まれる「福祉施設から一般就労への移行」に関する目標の達成に向けた取組を行う。

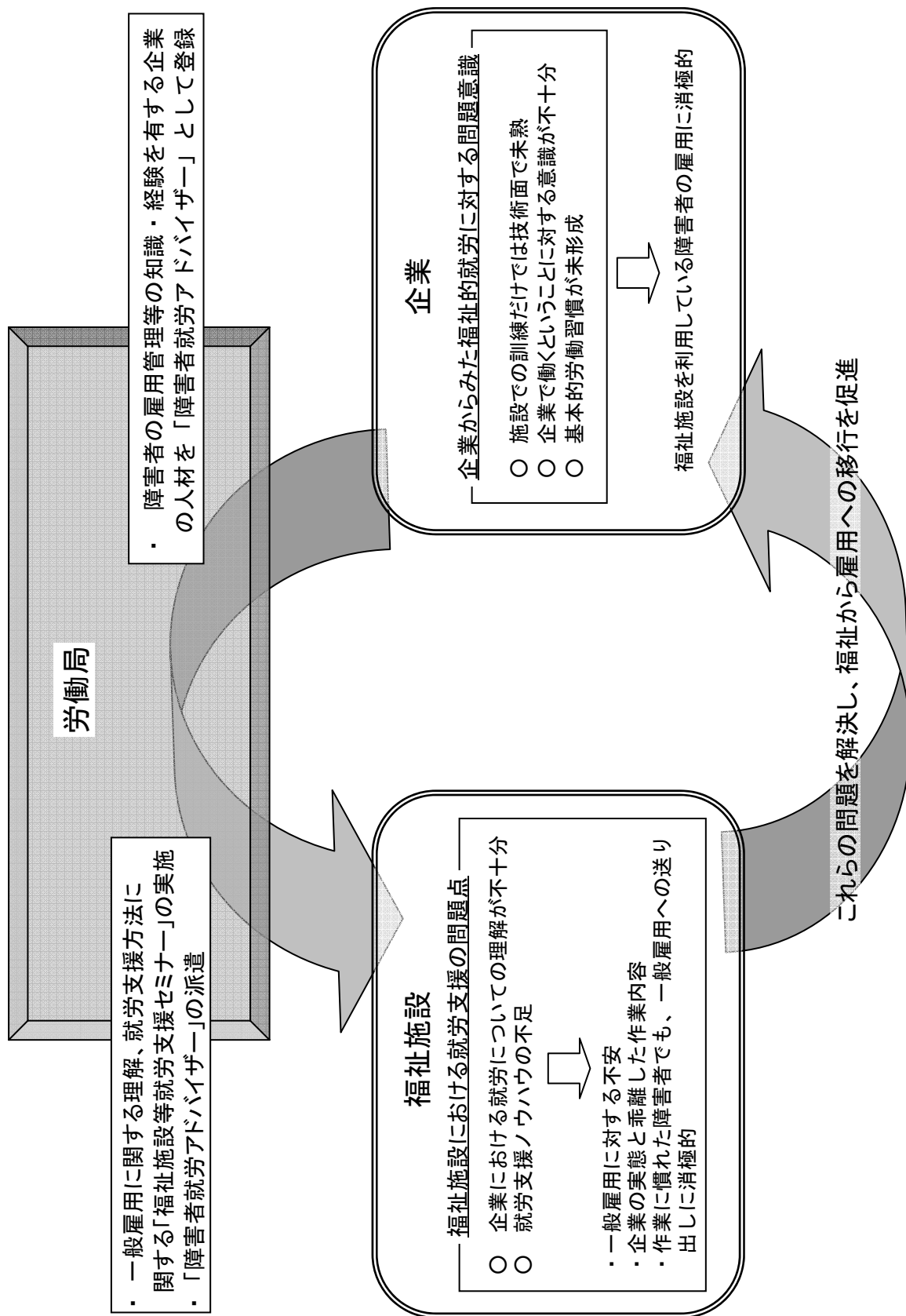
(2) 「障害者雇用支援合同会議（仮称）」への積極的な関与

都道府県労働局及び公共職業安定所は、都道府県ごとに設置される「障害者雇用支援合同会議（仮称）」に積極的に関与し、目標達成に向けた連携体制を強化する。

(3) サービス管理責任者研修への協力

都道府県労働局は、障害者自立支援法による「サービス管理責任者研修」の実施に当たって、都道府県の福祉担当部局との連携の下、労働関係機関の関係者が必要な協力を行うことができるよう、関係機関との調整等を行う。

企業ノウハウを活用した福祉施設における就労支援の促進 ～障害者就労支援基盤整備事業～



公共職業安定所に関する条文

障害者の雇用の促進等に関する法律（抄）

第二節 職業紹介等

（求人の開拓等）

第九条 公共職業安定所は、障害者の雇用の促進するため、障害者の求職に関する情報を収集し、事業主に対して当該情報の提供、障害者の雇入れの勧奨等を行うとともに、その内容が障害者の能力に適合する求人の開拓に努めるものとする。

（求人の条件等）

第十条 公共職業安定所は、正当な理由がないにもかかわらず身体又は精神に一定の障害がないことを条件とする求人の申込みを受理しないことができる。

2 公共職業安定所は、障害者にその能力に適合する職業を紹介するため必要があるときは、求人者に対して、身体的又は精神的な条件その他の求人の条件について指導するものとする。

3 公共職業安定所は、障害者について職業紹介を行う場合において、求人者から求めがあるときは、その有する当該障害者の職業能力に関する資料を提供するものとする。

（職業指導等）

第十一条 公共職業安定所は、障害者がその能力に適合する職業に就くことができるようにするため、適性検査を実施し、雇用情報を提供し、障害者に適応した職業指導を行う等必要な措置を講ずるものとする。

（障害者職業センターとの連携）

第十二条 公共職業安定所は、前条の適性検査、職業指導等を特に専門的な知識及び技術に基づいて行う必要があると認める障害者については、第十九条第一項に規定する障害者職業センターとの密接な連携の下に当該適性検査、職業指導等を行い、又は当該障害者職業センターにおいて当該適性検査、職業指導等を受けることについてあっせんを行うものとする。

（適応訓練）

第十三条 都道府県は、必要があると認めるときは、求職者である障害者（身体障害者、知的障害者又は精神障害者に限る。次条及び第十五条第二項において同じ。）について、その能力に適合する作業の環境に適応することを容易にすることを目的として、適応訓練を行うものとする。

2 適応訓練は、前項に規定する作業でその環境が標準的なものであると認められるものを行う事業主に委託して実施するものとする。

（適応訓練のあっせん）

第十四条 公共職業安定所は、その雇用の促進のために必要があると認めるときは、障害者に対して、適応訓練を受けることについてあっせんするものとする。

（適応訓練を受ける者に対する措置）

第十五条 適応訓練は、無料とする。

2 都道府県は、適応訓練を受ける障害者に対して、雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）の規定に基づき、手当を支給することができる。

(厚生労働省令への委任)

第十六条 前三条に規定するもののほか、訓練期間その他適応訓練の基準については、厚生労働省令で定める。

(就職後の助言及び指導)

第十七条 公共職業安定所は、障害者の職業の安定を図るために必要があると認めるときは、その紹介により就職した障害者その他事業主に雇用されている障害者に対して、その作業の環境に適応させるために必要な助言又は指導を行うことができる。

(事業主に対する助言及び指導)

第十八条 公共職業安定所は、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために必要があると認めるときは、障害者を雇用し、又は雇用しようとする者に対して、雇入れ、配置、作業補助具、作業の設備又は環境その他障害者の雇用に関する技術的事項（次節及び第二十八条第三号において「障害者の雇用管理に関する事項」という。）についての助言又は指導を行うことができる。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（抄）

第一節 職業紹介等

(求人者に対する説明)

第二条 公共職業安定所は、法第十条第一項の規定により求人者の申込みを受理しない場合においては、求人者に対して、その申込みを受理しない理由を説明しなければならない。

(資料の提示等)

第三条 公共職業安定所は、求職者が法第二条第一号に規定する障害者（以下「障害者」という。）であるかどうかを確認するために必要があると認めるときは、求職者に対し、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条の身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）その他の資料の提示又は提出を求めることができる。

(適応訓練の基準)

第四条 適応訓練の基準は、次のとおりとする。

- 一 訓練職種 障害者（法第二条第二号に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）、知的障害者及び精神障害者に限る。以下この条において同じ。）の障害の種類及び程度に応じてその能力に適合する作業を内容とする職種であつて、技能を必要とするものであること。
- 二 訓練期間 一年以内とすること。
- 三 訓練内容 次に掲げる訓練を実施するものであつて、その過程を通じて、障害者の作業の環境に対する心理的適応性を高めるための職場相談を行うものであること。
 - イ 準備訓練 障害者に自己の能力についての自覚並びに作業に対する関心及び理解を高めさせるものであること。
 - ロ 実務訓練 準備訓練を終了した障害者に機械器具の使用法、作業手順等当該職種に必要な技能を習得させ、一般労働者とともに作業することができる能力を与えるものであること。
- 四 指導員 訓練職種についての知識及び技能並びに監督者としての経験を有し、かつ、当該職種に係る作業についての安全及び衛生に関する知識を有する者を、少なくとも障害者五人につき一人の割合で指導員として置くものであること。